

兵庫県食肉検査システム 構築・運用保守業務調達仕様書

令和8年7月

兵庫県保健医療部生活衛生課

1 目次

第1章	調達の概要	1
1	調達件名	1
2	背景と目的	1
3	用語の定義	1
4	契約期間（納入期限）	1
5	現行の業務概要	2
6	調達範囲、システムの概要	2
7	スケジュール	5
8	納入場所	6
9	作業体制	6
10	納入成果物	6
第2章	情報システムの機能要件	7
11	サーバ等機器要件	7
(1)	システム方式	7
(2)	システムの基本要件	7
(3)	ハードウェア	7
(4)	ソフトウェア	11
(5)	セキュリティ対策ソフト	12
12	アプリケーション開発・導入の要件	13
(1)	基本機能	13
(2)	セキュリティ	14
(3)	共通	14
(4)	個別機能	14
(5)	チェック機能	15
(6)	照会	15
(7)	データメンテナンス	15
(8)	帳票印刷（出力物要件）	15
(9)	その他機能	16
13	試験フェーズ	16
(1)	試験計画書の作成	16
(2)	試験実施要件	16
(3)	試験データ要件	17
(4)	試験環境要件	17
(5)	結合試験要件	17
(6)	総合試験要件	17
(7)	セキュリティ試験要件	17
(8)	試験実施報告書の作成	18
第3章	情報システムの非機能要件	18
14	性能	19
15	情報セキュリティ	19
第4章	情報システムの構築導入	19
16	導入に関する要件	19
(1)	機器の設置等	20
(2)	資料提供	20
(3)	特許権等の使用	20
(4)	著作権	20
(5)	操作研修	21
第5章	保守運用要件	21
(1)	システム運用業務	21
(2)	システム保守業務	22
(3)	ソフトウェア保守業務	23
(4)	ハードウェア保守業務	24
第6章	特記事項	25
17	留意事項	25
(1)	契約不適合責任	25

(2)	機密保持	25
(3)	法令等の遵守	25
(4)	知的財産の取扱い	26
1 8	疑義の解釈	26

第1章 調達の概要

1 調達件名

兵庫県食肉検査システム構築・運用保守業務調達

2 背景と目的

兵庫県（以下「県」という。）の食肉衛生検査所（計4所）では、と畜場法に基づき、管轄すると畜場において、と畜検査業務を行っている。

現在は検査を実施しながら手書きで検査結果を記録し、職員が作成した現行システム（MicrosoftAccess）に検査結果を手入力しているため、作業が煩雑であり、と畜場の環境からと畜検査野帳等を汚損、破損することもあり得る。

また、現行システムは、Access のバージョンも古く処理に非常に時間が掛かり、途中でフリーズを起こすこともあるなどデータ処理に多くの時間を要し非効率である。

また、Access の開発者が退職しておりメンテナンスが厳しい状況になっている。

これらの状況を改善するため、と畜場から提供される検査対象獣畜の情報を容易に新規構築するシステム（以下、「本システム」という。）に取り込み、と畜場に持ち込むタッチパネル（タブレット端末）に検査員が検査場所で検査結果を直接入力することにより、記載ミスや転記ミスを防ぐことが可能となる。

また、本システムにより、検査結果（疾病、廃棄部位等）を電子的に効率的に管理することが可能となり、統計処理を自動化し事務処理の効率化を図ることができる。あわせて、家畜疾病情報を家畜保健衛生所等に還元することで、疾病の予防などに役立てられる。

以上のことから、限られた時間内で実施する食肉検査業務の事務処理を大幅に軽減し、事務作業の効率化を図るとともに、効率的な畜産経営の一助とするため、このシステムの導入を目的とする。

3 用語の定義

No	用語	内容
1	食肉衛生検査所（検査所）	兵庫県食肉衛生検査センター、西播磨食肉衛生検査所、淡路食肉衛生検査所、但馬食肉衛生検査所の4所属を言う。
2	現行システム	MicrosoftAccess を活用した職員自作のシステム

4 契約期間（納入期限）

本業務の履行期間は契約締結日から令和9年3月31日までとする。

5 現行の業務概要

■と畜検査

- (1) と畜検査当日の始業前に、と畜検査対象獣畜の情報（解体順序表）をと畜場から Excel データまたは紙で受け取る。
- (2) と畜検査員はこの解体順序表をもとに、と畜検査対象獣畜の情報を紙のと畜検査野帳に手書きで転記する。
- (3) と畜検査野帳をと畜場に持ち込み、と畜検査を実施しながら手書きで検査結果を記録する。
- (4) 検査終了後、検査結果を記載したと畜検査野帳を Access に電子データとして入力、保存する。
- (5) と畜検査野帳の複写をと畜場に手渡し、と畜検査結果（廃棄状況）について情報提供する。

6 調達範囲、システムの概要

(1) 調達の基本方針

- ア 検査対象の獣畜の情報及び食肉検査結果を適切に管理し、検査結果の効率的な集計、集約を図るため本業務を調達することとする。
- イ 本業務は4検査所のPCにスタンドアロンの食肉検査システムをインストールし、集計結果をメールで送信し、兵庫県食肉衛生検査センター（加古川）のPCにデータを集約し、全体のデータを管理するものとする。
- ウ 他の政令指定市・中核市及び都道府県等で利用実績のある食肉検査のパッケージソフト（と畜検査システム）をベースとし、発注者独自の仕様部分についてはカスタマイズにより機能を実現するものとする。

(2) 調達の範囲

- ア 本業務の範囲は、次のとおりとする。

構築業務

- ・システム構築作業（設計、プログラミング、単体試験、結合試験、システム試験及び総合試験）
- ・システムの稼働に必要なOS、ミドルウェアソフトの調達
- ・操作研修（操作マニュアルの作成を含む。）
- ・試行運用及び本番環境の設定（操作マニュアルの作成を含む。）

(3) 運用保守業務

稼働後の運用保守に当たっては、受注者はハードウェア保守及びアプリケーション保守について対応することとする。

(4) 業務機能

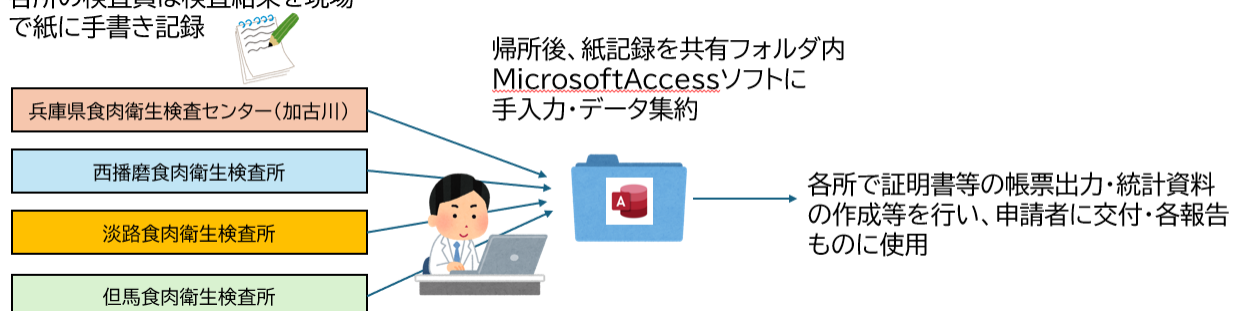
食肉検査における検査結果の記録、データ処理について以下の機能を有するものとする。

区分	業務機能概要
生体検査	搬入されてきた生体の生体受付情報について、と畜場からデータを受け取り、生体検査結果が入力できること。
内臓・枝肉等検査	各検査員が行う検査結果をタブレット端末に入力、または手書きの検査結果をシステムに直接入力できること。
廃棄管理	検査結果をもとに、廃棄部位が管理できること。
各種帳票	各種帳票の表示・発行が行えること。

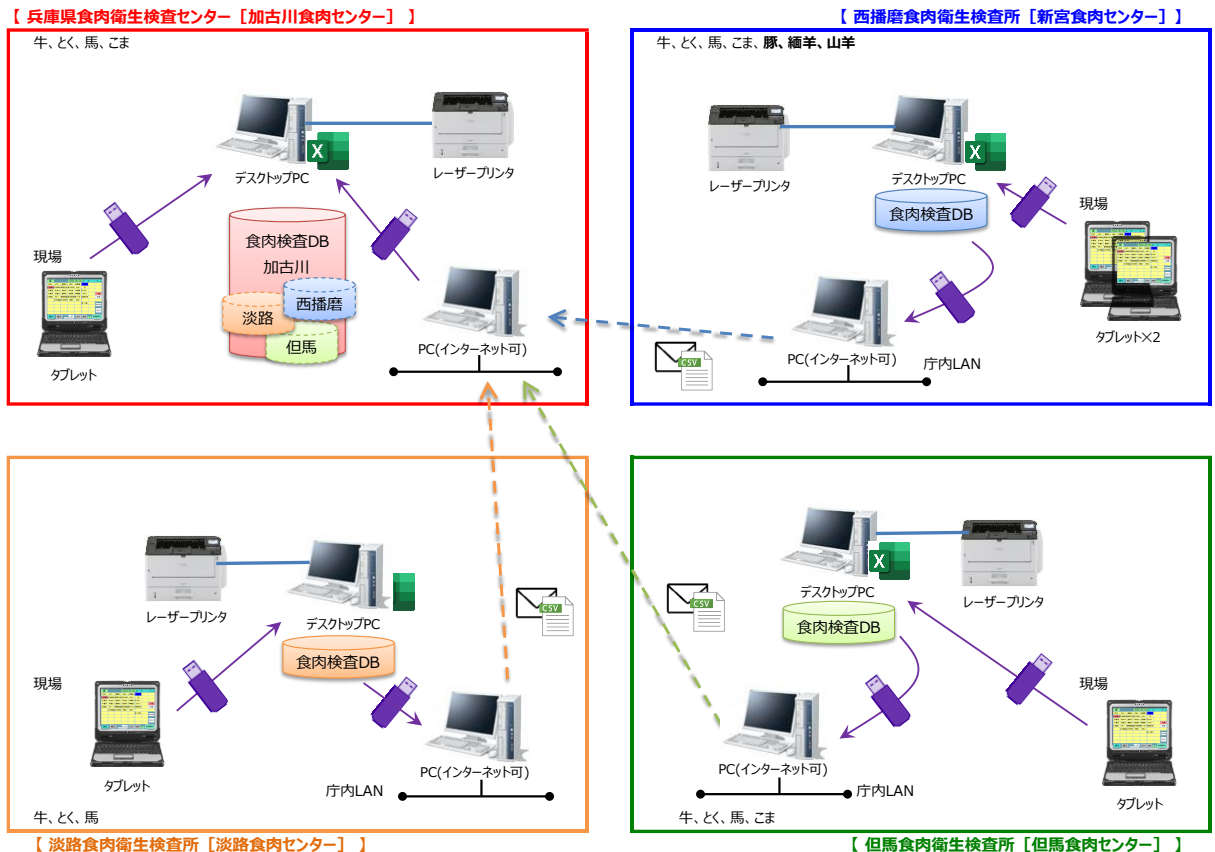
(5) システムの概要

<現状の検査結果記録、データ処理状況>

各所の検査員は検査結果を現場で紙に手書き記録



<システム導入後>



現行業務では、食肉検査開始前にと畜場から Excel または紙で受け取った食肉検査対象獣畜の情報（解体順序表）を検査野帳（紙）に手書きで転記しているが、本業務によりメールでデータを受け取り、電子データをシステムに反映させ電子データでの管理が可能となる。

また、食肉検査終了後に食肉検査結果（疾病、廃棄部位等）をと畜場に送付する際、現行業務では紙で渡しているが、本業務により電子データでの送付が可能となる。

（検査データ管理）

食肉検査野帳（紙）に検査結果（内臓検査及び枝肉検査等）を記入しているが、システム導入後は、原則、タブレットに直接入力する。タブレットに入力した検査結果等の情報は、当日の食肉検査終了後にパソコン（システム）にアップロードし電子的に管理する。

また、あわせて手書きの検査結果をシステムに直接入力する機能も残し、検査状況により柔軟に対応できるようにする。

（統計処理）

現行業務では、食肉検査野帳（紙）のデータを Access のシステムに手入力しており、統計処理においては、統計の種類に応じて必要なデータを抽出し集計する作業に非常に時間が掛かり事務作業に多くの時間を要している。本調達後は食肉検査結果を入力するだけで検査頭数や疾病ごとの頭数等の必要な情報が自動で集計され、検査後の事務処理を最小限にし、検査員の負担を減らし、事務処理の効率化を図ることがで

きる。

7 スケジュール

フェーズ	R8年					R9年		
	7月	8, 9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約	■							
①②要件定義・設計		■						
③製造			■					
④移行					■			
⑤試験					■			
職員研修						■		
運用開始								■

※操作研修の日は、発注者との協議により決定する。

(1) システム要件定義フェーズ

現状分析、課題分析を行い、システムの概念設計を経て、システムに必要な機能や要件を定義する。

- ・本仕様書の機能要件について、システムによる実現方針を検討し、確定すること。
- ・と畜検査データ管理システム業務フローを作成し、システムによる運用方針を検討、確定すること。
- ・導入するシステムの保有する機能と機能要件との機能差異を確認し、対応すること。

(2) 設計フェーズ

パッケージ又は開発済みのシステムをもとに基本設計、詳細設計（入出力設計、コード設計、ファイル設計、データベース設計、信頼性・安全性設計）、プログラミング設計を行う。

(3) 製造フェーズ

設計フェーズの成果物をもとにプログラミング、単体試験を行う。

(4) 移行フェーズ

製造フェーズの成果物を結合させ、設計フェーズの成果物のおりの動きをするかをすべての処理において確認する。

(5) 試験フェーズ

製造フェーズの成果物を結合させ、設計フェーズの成果物のおりの動きをするかをすべての処理において確認する。

8 納入場所

〒675-0332 兵庫県加古川市志方町横大路 3 6-1

兵庫県食肉衛生検査センター

〒679-4322 兵庫県たつの市新宮町仙正 3 6-1

西播磨食肉衛生検査所

〒656-0152 兵庫県南あわじ市倭文長田 4 9-1 8

淡路食肉衛生検査所

〒667-0112 兵庫県養父市養父市場 1 2 8 2-8

但馬食肉衛生検査所

9 作業体制

(1) プロジェクト体制

本業務に遂行に関するプロジェクト実施体制を敷くこと。

外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

(2) 要員計画

本業務中の要件定義フェーズ、設計フェーズ、製造フェーズ、試験フェーズ、移行フェーズ、研修フェーズ、廃棄フェーズを遂行するために、専任のプロジェクトマネージャーを1人割り当てること。

運用フェーズにおいては、個別の責任者（システム運用業務責任者）を割り当てることとし、同時期に並行して遂行する他フェーズのプロジェクトマネージャーとは兼務させないこと。

プロジェクト要員を計画し、要員の情報（プロフィール情報、スキル情報、参画期間、経験情報）を明確にすること。

(3) 組織管理・コミュニケーション管理方法

本業務におけるプロジェクト組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ発注者と合意すること。

受注者は、本事業のスケジュール等に十分配慮し、発注者との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

受注者は、本業務の実施にあたり、発注者で行う打合せ、報告等に関する議事録を作成し、発注者にその都度提出して内容の確認を得るものとする。

受注者は、各フェーズの完了にあたり、フェーズを完了と判断する資料を作成し、発注者の承認を受けるものとする。

10 納入成果物

受託者は以下の納入成果物を提出し、県の承認を得ること。

(1) システム 一式

(2) 以下の各種設計書等のドキュメント（以下「設計書等」という。）。なお、設計書

等は、書類及びCD-R又はDVD-Rで指定する部数ずつ納めること。

紙媒体で納入する際用の紙の寸法は、原則として日本産業規格A列4番とする。ただし、必要に応じA列3番の使用も可とするが、A列3番を使用する際は、納品時には、A列4番と等しい寸法に折り込むこと。

電子媒体で納入するファイル形式は、Microsoft社のWord、Excel、PowerPoint又はAdobe社のPDF（ファイル内の文字検索が可能なこと。）のいずれかの形式とする。

ア 設計書（紙媒体1部、電子媒体1部）

イ テスト結果報告書（紙媒体1部、電子媒体1部）

ウ 操作マニュアル（紙媒体1部、電子媒体1部）

（3）パソコン4台、タブレット5台、プリンタ4台、バックアップ用HDD4台

第2章 情報システムの機能要件

本システムによって実現できる具体的な機能要件は以下のとおり。

1.1 機器要件

（1）システム方式

本システムは、クラウドサービスを前提としないスタンドアロン型の分散システムとし、各検査所の端末単位で独立して稼働できる構成とすること。

検査データの集約については、インターネット接続系ネットワークを利用し、電子メールによるデータファイルの送受信により行うものとする。

（2）システムの基本要件

ア システム専用パソコンにてデータをすべて一元管理できるものであること。

イ と畜場から受理した食肉検査対象獣畜情報の電子データを、検査所のシステム専用パソコンに取り込むことができること。また、と畜場に持ち込むタブレット端末にデータを共有することができること。

ウ と畜場内で各タブレット端末に食肉検査結果を入力することができ、検査終了後に各タブレット端末に保存された検査結果をシステム専用パソコンにて1頭ごとの結果に集約することが可能であること。

エ タブレット端末の画面は、検査員が認識しやすく、疾病名や廃棄部位等の検査結果を短時間で容易に入力することが可能であること。

オ 獣畜の情報、検査結果等の各種データ間で不整合がないかチェックすることが可能であること。

カ 検査所のシステムに集約した検査結果は、日次帳票、月次帳票、年次帳票に自動集計され、電子データでの管理及び帳票として印刷可能であること。

キ 食肉検査結果の電子データが5年以上は保存可能であること。

（3）ハードウェア

ア コで要求する機能を満たす仕様であり、その機能が遅滞なく作動することを確認したものを納入すること。

イ 以下の資機材を調達することとする。

(ア) 検査所事務室 (4 か所)

パソコン 4 台 (キーボード、マウス含む)

バックアップ HDD 4 台

A4 プリンタ (モノクロ) 4 台

(イ) と畜場

タブレット 5 台 (検査所事務室で保管)

その他、システム運用上必要な資機材も含む。

ウ パソコンの OS は Windows11 以上とし、今後予想されるバージョンアップにも対応可能とすること。

エ パソコンにはキーボード及びマウスを使用して入力ができること。

オ 導入するハードウェアの構成及び仕様については、検査結果データ等の保存期間が約 5 年程度可能な容量を備え、かつ機器拡張性があること。

カ データは検査所事務室パソコンから USB で容易に取り出せること。

キ タブレットについては検査員が視認しやすく、防湿、塵及び熱等の使用環境に適したものであること。

ク タブレットは画面の認識が容易で、濡れた状況でも付属するデジタイザーペン等でも感知が容易で入力できること。

ケ 本システムに係るソフトウェアのライセンスは、5 年以上を確保すること。

コ 各機器の仕様は次のとおりとする。

クライアントバックアップ HDD 用 (4 台)

項	機能	仕様
1	ディスク容量	500GB 以上
2	接続方法	USB 接続できること

プリンタ (4 台)

項	機能	仕様
ハードウェア要件		
1	出力サイズ	A4に対応していること
2	解像度	1200dpi 以上 モノクロ
3	最大印刷速度	A4 横片面39 項/分以上
4	用紙カセット	2 以上とする。各トレイは300 枚以上
5	ページ縮小機能	A3→A4 の縮小が可能であること
6	インターフェース	1000BASE-T、USB3.0 以上の各インターフェースを装備していること
7	その他	Windows11 Pro で動作可能であること 上位機器との動作を保証すること 5 年間の保守を付属すること PCとの接続はUSBケーブルを利用すること

パソコン (4 台)

項	機能	仕様
ハードウェア要件		
1	形状	デスクトップ型とする
2	CPU	インテル®Corei5-14400 プロセッサを1個以上搭載すること
3	メモリ	16GB 以上搭載すること
4	ローカルディスク	256GB SSD 以上を 1 個搭載すること (本体に内蔵)
5	外部記憶装置	DVD-スーパーマルチドライブを 1 個搭載すること
6	USB インターフェース	USB3.0(Type-C)を 1 つ以上、USB3.0 以上のインターフェースを 4 つ以上搭載すること
7	ネットワーク	1000BASE-T(RJ45)のLAN コネクタを 1 個以上搭載すること
8	ディスプレイ	23 インチ以上で1920×1080 ドット以上の表示が可能なおとステレオスピーカーを搭載していること
9	キーボード	テンキー付 JIS 標準配列109 キーであること
10	マウス	光センサーマウス
11	外部出力	HDMI と別にディスプレイポートを1つ搭載すること
12	その他	<p>Microsoft Windows11 Pro 64bit バージョンの動作保証がされていること {再セットアップDVD を付属すること 本体、ディスプレイを 1 つのコンセントで稼働できること インターネットに接続できる環境下にはないが、ウイルス対策ソフトをインストールし、最新のパターンファイルが適用できるような環境を構築すること。 初期費用には 1 年分のウイルス対策ソフト費用も含めること、2年目以降は含まず年度ごとで契約を行うものとする。</p> <p>パソコン本体の保守 パソコン本体について、5年間の出張修理保証を付帯すること。</p> <p>ディスプレイ保守対応方法 本体およびディスプレイが同一メーカー製の場合は、障害発生時に保守作業員が現地へ駆け付け修理対応を行うこと。 本体とディスプレイのメーカーが異なる場合で、修理方式が SEND BACK 対応となる場合は、修理期間中に代替機を無償で提供し、業務に支障が生じないよう対応すること。</p>
ソフトウェア要件		
1	オペレーションシステム	Microsoft Windows11 Pro 64bit
2	オフィスソフト	Office Home&Business 2024 以上を付属すること

タブレット (5 台)

項	機能	仕様
ハードウェア要件		
1	画面サイズ	12.0 インチ以上であること
2	解像度	横2160×縦1440 ドット(XGA)以上であること
3	タッチパネル	静電容量式マルチタッチパネルであること
4	インターフェース	1000BASE-T 以上のLAN を 2 つ以上搭載すること USB2.0 以上を 2 つ以上搭載すること
5	CPU	Intel Core i5-1245U 以上とする
6	メモリ	16GB 以上
7	ローカルディスク	512GB SSD 以上を 1 個搭載すること (本体に内蔵)
8	耐久性	IP65 準拠以上であること -0°C~50°Cで使用可能であること -20°C~60°Cで保存可能であること
9	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年間の引き取り修理対応を付属すること ・ 故障時に取り替えができる構造になっていること ・ 専用のデジタイザペンが付属していること ・ 静電容量式マルチタッチパネルは、10フィンガー対応、水滴モード・手袋モード時は2フィンガーに対応していること。 ・ ログインには、二要素認証を採用すること。 ・ インターネットに接続できる環境下にはないが、ウイルス対策ソフトをインストールし、最新のパターンファイルが適用できるような環境を構築すること。 ・ 検査書PCへの検査結果のデータ移行については、ウイルス対策機能と暗号化機能を有したUSBメモリを採用すること。 ・ 検査結果入力用タブレットは、検査所事務所からと食肉加工場に持ち出すため、PC紛失・盗難時の情報漏洩を防ぐためのディスク暗号化ソフトをインストールすること。

ソフトウェア要件		
1	オペレーションシステム	Microsoft Windows11 Pro 64bit

データ移行用記憶媒体（4式）

項	機能	仕様
ハードウェア要件		
1	機器種別	USBフラッシュメモリ（セキュリティ機能付き）
2	用途	タブレットPCからデスクトップPCへのデータ移行作業における一時的なデータ保存および搬送を目的として使用する。
3	記憶容量	2GB以上 ※データ移行対象量を考慮し、必要に応じて同一シリーズの上位容量品（4GB/8GB/16GB/32GB等）への変更を可とする
4	セキュリティ機能	以下のセキュリティ機能を標準搭載していること。 ハードウェア暗号化機能 パスワードロック機能 ウイルスチェック機能 ウイルススキャンエンジン搭載 データ書き込み時の自動スキャンおよび感染ファイルの自動削除 保存データは全て自動的に暗号化されること
5	保守・保証	ハードウェア保証期間：5年間 ウイルス定義ファイル更新：5年間対応

USB 接続カードリーダーライター（4式）

項	機能	仕様
ハードウェア要件		
1	機器種別	USB接続カードリーダーライター
2	用途	タブレットPCの障害発生時にタブレット端末に蓄積されたデータをパソコン側に取り込むための入出力装置として使用する。
3	接続方式	USB Type-A 接続 USB 2.0（ハイスピード）対応
4	対応メディア	以下の主要なメモリーカードに対応すること。 SDメモリーカード SD / SDHC / SDXC（UHS-I 対応） microSDメモリーカード microSD / microSDHC / microSDXC miniSD / MMC / メモリースティック系 コンパクトフラッシュ（Type I / Type II）

（4）ソフトウェア

ソフトウェアは、「12 アプリケーション開発・導入の要件」に記載した機能を備えたものであること。

過去5年以内に同等規模以上の食肉衛生検査所に導入した実績のある開発済みの食肉検査のパッケージをベースとし、パッケージ利用料も含めること。

(5) セキュリティ対策ソフト

- ・ 検査所

検査所PCは、インターネットに接続できる環境下にはないが、ウイルス対策ソフトをインストールし、最新のパターンファイルが適用できるような環境を構築すること。

- ・ 検査結果入力端末用タブレットPC（タッチパネル）

インターネットに接続できる環境下にはないが、ウイルス対策ソフトをインストールし、最新のパターンファイルが適用できるような環境を構築すること。

ログインには、二要素認証を採用すること。

検査所PCへの検査結果のデータ移行については、ウイルス対策機能と暗号化機能を有したUSBメモリを採用すること。

検査結果入力用タブレットは、検査所事務所からと畜場に持ち出すため、PC紛失・盗難時の情報漏洩を防ぐためのディスク暗号化ソフトをインストールすること。

(6) 環境構築について

- ・ 本調達において、機器設置に伴う特別な工事作業は不要である。

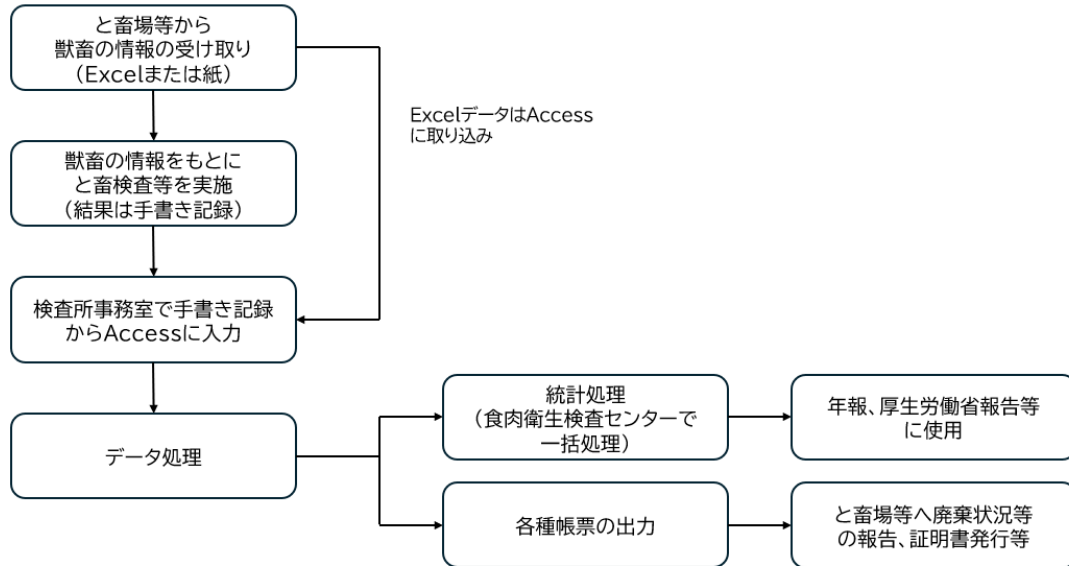
機器の設置および初期設定は受注者のスタッフが実施する。

ネットワークについては、現行構成を前提とし、機器接続および通信確認までを作業範囲とする。

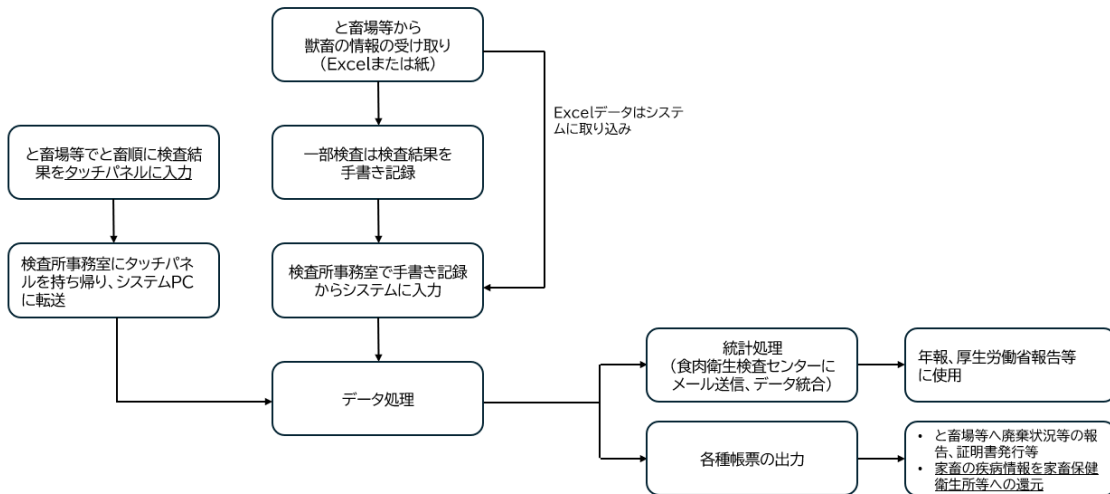
1.2 アプリケーション開発・導入の要件

本業務のフローは以下の通り。

現行



システム導入後



本システムの機能について必要と考える主な機能を次に示す。

(1) 基本機能

- 1-1 ユーザ ID、パスワードでログインしシステムが使用できること。
- 1-2 検査を実施した検査員が検査員番号の入力により特定できること。
- 1-3 システムに蓄積されたデータは、いずれも容易に抽出し、エクセルで統計処理やグラフ作成が行えること。
- 1-4 と畜検査中に検査所事務用パソコンにおいて、システム上の他の機能を利用すること。

とが可能なこと。

- 1-5 和暦の元号改正時の新元号の登録に対して対応でき、西暦入力したものを元号へ、元号入力を西暦へ自動的に変換できること。
- 1-6 日付はカレンダーにより選択ができること。
- 1-7 ファンクションキー等を利用したキーボードのみによる操作が行えること。
- 1-8 個体識別番号が 10 桁に達しない場合、同じ個体識別番号が存在した場合、その他必須項目の漏れがあった場合、エラーチェックを行えること。
- 1-9 検査所事務室パソコンにてデータをすべて一元管理し、タブレット端末は検査所事務室パソコン（管理サーバ）と即座に連携した処理が行えること。
- 1-10 画面上で畜種（牛（和牛、乳牛、交雑種、その他）、豚、馬、山羊およびめん羊）が選択できること。
- 1-11 と畜検査手数料が自動で計算できること。
- 1-12 搬入区分として一般、病畜の入力ができること。
- 1-13 搬入時間区分について、時間内、時間外が入力できること。

（2）セキュリティ

- 2-1 業務の利用ログ（接続日時、操作者 ID、端末 ID、操作画面）が 5 年間管理できること。
- 2-2 既知のウイルスを検出し、効果的に駆除すること。また、ソフトウェアがリアルタイムでスキャンし、新たな脅威にも対応できること。
- 2-3 ログ情報については管理者のみが確認できること。
- 2-4 帳票の印刷ログ（印刷日時、操作者 ID、端末 ID）を管理できること。

（3）共通

- 3-1 各種マスタについて、コード、名称及びカナでの検索が可能なこと。
- 3-2 マスタ検索機能は、コード入力でマスタを参照するなどの画面からも任意のタイミングで呼び出すことができること。
- 3-3 マスタ検索結果から新たな検索や絞り込みができること。
- 3-4 各種マスタデータを CSV 出力できること。
- 3-5 マスタデータに新たな項目（出荷者名、生産者名、品種、産地、疾病名、廃棄部位等）の追加・既存項目の編集・削除を可能とする。

（4）個別機能

（生体・内臓・枝肉検査及び精密検査等）

- 4-1 検査所事務室パソコンより生体所見が入力できること。
- 4-2 タブレット端末から解体所見（疾病名、廃棄部位等）が入力できること。
- 4-3 選択した畜種別にタブレット端末の疾病名、廃棄部位の画面表示が変更されること。
- 4-4 タブレット端末に入力した検査結果データは、と畜番号と紐づけること。

- 4-5 タブレット端末において、1頭当たりの疾病、廃棄部位の登録は最小入力可能とすること。
- 4-6 タブレット端末において、疾病名を選択した時に自動で各疾病に応じた廃棄部位が選択される（臓器によっては任意に選択）機能を備えること。なお、枝肉に関わる疾病名の場合は廃棄部位が複数個所選択できるものとする。
- 4-7 各タブレット端末で任意の畜番のデータが容易に修正できること。
- 4-8 タブレット端末において、と畜番号は基本的に自動でカウントアップするが、任意の番号への変更も可能であること。
- 4-9 タブレット端末で所見なし（－正常）の入力が可能なこと。
- 4-10 タブレット端末で保留入力ができること。
- 4-11 タブレット端末の画面構成について簡易な変更（疾病名の配置変更や追加・削除）が検査所事務室パソコンで容易に実施可能とすること。

（5）チェック機能

- 5-1 生体枝等と畜番情報、検査結果、保留情報等の各種データ間で不整合がないかチェックできること。
- 5-2 保留枝肉の精密検査情報が確定できること。

（6）照会

- 6-1 当日（任意の期間含む）のと畜検査状況について搬入区分別、畜種別の頭数一覧が照会できること。
- 6-2 当日（任意の期間含む）の検査結果の一覧照会ができること。
- 6-3 保留について日次、月次の一覧照会（任意の期間含む）ができること。

（7）データメンテナンス

- 7-1 検査結果データの畜種、検査員、搬入区分等を一括変更できるメンテナンスが行えること。
- 7-2 検査結果データを集約し、疾病名及び廃棄部位は、追加・訂正・削除等のメンテナンスが行えること。
- 7-3 精密検査結果により確定疾病、行政処分日の入力を可能とすること。

（8）帳票印刷（出力物要件）

- 8-1 帳票一覧（別添）の帳票が実現可能なこと。
- 8-2 各帳票について画面での照会ができること。また印刷ができること。
- 8-3 帳票印刷については、プリンターの機種指定がなく様々なプリンターで印刷が可能なこと。
- 8-4 帳票についてはA4サイズでの出力を基本とすること。
- 8-5 帳票印刷の際にはプレビューで確認の上、出力可能とすること。
- 8-6 帳票は、生産者等対象者を指定しての印刷、一括印刷が可能なこと。また、再印刷

できること（ページ指定により必要なもののみ印刷が可能なこと）。

8-7 帳票はエクセルファイルにて作成し、帳票作成後の訂正を行うことが可能なこと。

（9）その他機能

9-1 入力画面において、任意の入力項目を設けること。

（例：枝肉に検査に伴わない傷があった部位を選択して入力できること。右大腿部刺キズ等）

9-2 その他任意の入力項目を検査所事務室パソコンで新たに追加できること。

9-3 月毎に牛、豚、馬、めん羊及び山羊の処理頭数が出力できること。なお、牛については、和牛、乳牛、その他の牛に分けられ、メス、去勢、オス別に頭数が挙げられること。

1 3 試験フェーズ

（1）試験計画書の作成

実施する結合試験、総合試験、セキュリティ試験について、試験方針、実施内容及び実施理由を記載し、試験工程毎に試験計画書として提出すること。

試験計画書に記載すべき事項は次のとおり。

- ・受注者の試験実施体制と役割
- ・試験に係る詳細な作業及びスケジュール
- ・試験環境（試験における回線及び機器構成、試験範囲）
- ・試験に関するツール類（開発するプログラムの概略仕様も含め）
- ・試験データ
- ・評価指標

（2）試験実施要件

ア 試験工程共通要件

結合試験及び総合試験の各工程において共通する要件を以下に示す。

- ① 受注者は試験の管理主体として試験の管理を実施すると共に、その結果と品質に責任を負い適切な対応を行うこと。
- ② 受注者は発注者及び関連する他システムに係る業者等との作業調整を行うこと。
- ③ 発注者に対し定期進捗報告及び問題発生時の随時報告を行うこと。
- ④ 各試験を行うため、一連のテストケース（入力、出力及び試験基準）、試験シナリオ（例外処理を含む。）、試験データ、試験評価項目及び試験手順を各試験実施前に作成の上、提出すること。
- ⑤ 各試験終了時に、実施内容、品質評価結果及び次工程への申し送り事項について、発注者と協議の上、試験実施報告書を作成すること。
- ⑥ 他システムとの接続試験を実施する際には、県の職員、当該システム開発及び保守業者と十分な調整を図り、受注者の負担と責任において実施すること。

(3) 試験データ要件

試験において使用する試験データに係る要件を以下に示す。

- ア 試験データは、原則として受注者において用意すること。
- イ 試験データの管理は、受注者が責任を持って行うこと。なお、試験工程毎の試験計画書に試験データの種類等を記載すること。

(4) 試験環境要件

試験環境に係る要件を以下に示す。

- ア 結合試験に必要な機器、部材は、受注者の負担と責任において準備すること。
- イ 総合試験に必要な機器、部材は、受注者の負担と責任において準備すること。また、試験を実施するために必要な各種設定を受注者の責任において実施し、本番環境と同等の環境を準備すること。

(5) 結合試験要件

プログラム及びモジュールが、本システム全体において、正しく機能することを確認するため、段階的に結合した状態で試験を行い、結果を報告すること。

(6) 総合試験要件

総合試験に係る要件を以下に示す。

- ア ソフトウェアが仕様に適合し、かつ本番環境で利用可能であることを確認できる評価指標を設定した上で、試験を実施すること。
- イ 性能及び負荷の試験においては、本番環境と同様の環境により相応の負荷をかけ、問題が発生しないことを確認すること。
- ウ 総合試験では、以下の項目について確認を行うこと。

機能性

- ・システム機能が、正常系、異常系共に仕様書どおりに動作すること。
- ・他システムとの業務連携処理が正常に機能すること。
- ・情報セキュリティ要件を満たしていること。

信頼性

- ・信頼性要件を満たしていること。
- ・障害が発生した際の回復処理が適切であること。

使用性

- ・要件及び説明書どおりに動作し、操作が簡単であること。

応答性

- ・オンライン処理、バッチ処理の応答時間、スループットが適切であること。
- ・システムの限界条件（データ量、処理量）下で、正常に動作すること。

(7) セキュリティ試験要件

セキュリティ試験に係る要件を以下に示す。

- ア 開発したソフトウェアについて、攻撃手法（バッファオーバーフロー、SQLインジェクション等）として既知である入力があった場合にシステムのセキュリティに影響を及ぼさないことを確認すること。
- イ システムの動作環境又は動作前提であるハードウェア及びソフトウェアについ

て、既知の脆弱性が存在しないこと、及び既知の攻撃手法に対して脆弱な設定が行われていないことを確認すること。

ウ ア及びイの確認は、適切な試験ツールを選択して想定されるパターンを網羅的に行うこと。

エ セキュリティ試験において発見された脆弱性及び当該脆弱性に関して実施した対処について、試験実施報告書に記載すること。

(8) 試験実施報告書の作成

実施した試験について、その結果を記載し、試験工程毎に実施報告書として提出すること。

テスト実施報告書に記載すべき事項を以下に示す。

- ・ 概要：目的、対象、期間、実施環境
- ・ 実施内容：項目一覧とその説明、実施方法
- ・ 結果：項目毎の結果、不具合一覧と対応内容、根拠資料（ログ、レポート、スクリーンショット等）
- ・ 評価結果の総括

第3章 情報システムの非機能要件

本システムの機能要件以外の全ての要件は以下のとおりで、本調達においても実現すること。

1 信頼性要件

- ・ 各タブレットでの操作ミス等によるシステム障害が発生しないよう対策を講じること。
- ・ 複数の操作端末からの同時更新等により、データの整合性が失われたり、処理が停止したりしない対策を講じること。
- ・ 磁気ディスク装置は、ディスク障害時でも CPU やネットワークに負荷をかけずにシステムが運用できるよう RAID 構成により信頼性を確保すること

2 可用性要件

原則として、24 時間 365 日利用可能なシステムとすること。

3 拡張性要件

- ・ スケールアウトを前提として、容易に機器の拡張が可能なシステム構成とすること。
- ・ 発注者の組織改正、制度変更、将来導入されるシステムとの連携に柔軟かつ低コストで対応できるよう考慮すること。
- ・ システム変更の際にデータ移行が可能なこと。
- ・ 技術の進展に柔軟かつ低コストで対応できるよう、広く利用されている国際的な標準に基づく技術を採用すること。

4 使用性要件

- ・ システムに熟知していない職員であっても、最低限の操作説明で使いやすいシステムであること。

- ・運用者に対し、システム切り替え時等に円滑な業務運用が可能となるよう、操作マニュアルの提供及び十分な回数の操作研修をその都度行うこと。

5 上位互換性要件

- ・システム開発開始当初に利用を想定していた OS、ミドルウェア等のバージョンアップに係るサポート期間が設計から研究期間内に終了した際には、新たなバージョンに迅速かつ円滑に対応し、移行すること。また、そのために、システム利用期間中において、問題なくサポートを受けいられる製品を選択すること。

1 4 性能

1 システムの利用者

検査所の職員 4所計 約 40 名

2 データ量

牛 14,913 頭

豚 54,433 頭

馬 0 頭、とく 10 頭

綿羊 0 頭、山羊 0 頭

1 5 情報セキュリティ

県情報セキュリティ対策指針に準拠したシステムとし、不正アクセス・コンピュータウイルス等への適切なセキュリティ対策を講じ、次のとおり安全性・信頼性を確保すること。

- (1) 受注者は、情報セキュリティに関する情報収集及び脆弱性確認を随時行うとともに、セキュリティホール（脆弱性）を塞ぐため、速やかに最新のパッチをあてるなど、適切な対策を講じること。また、必要に応じて、対策の実施状況について、発注者に報告すること。
- (2) 受注者は、不正アクセスや不正侵入、情報の改ざん、漏えい、破壊の他、マルウェア感染や感染拡大など、様々な情報セキュリティインシデントの発生リスクの可能性を評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じること。
- (3) 受注者は（2）に掲げる情報セキュリティインシデントが発生した際は、直ちに発注者に報告するとともに、被害拡大防止、原因特定、再発防止策を講じること。
- (4) 受注者は、本業務に従事する者に対し、メールの宛先誤りや Bcc などのメール宛先設定誤り、システムやアプリのアクセス制御誤りにより、情報漏えい事故が発生しないよう必要な対策を講じること。

第 4 章 情報システムの構築導入

1 6 導入に関する要件

(1) 機器の設置

- ・ 調達機器や必要な部材の搬入・設置は、受託者の責任と負担において行うこと。
- ・ 機器等の搬入、組立て後の空箱等の搬入材を速やかに撤去すること。
- ・ 調達機器に対し、ウイルス対策ソフトウェアを導入すること。
- ・ 搬出入のルート等を県の指示に従い、実施すること。また、必要な手続きについては遅滞なく行うこと。
- ・ 受託者に対して教育・研修等を行い、運用引き継ぎを円滑に行うこと。

(2) 資料提供

ア 受注者から発注者に対し、本業務に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。

イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

ウ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

エ 発注者及び受注者は、アからエまでにおける資料等の提供、返還その他の処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

(3) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者とその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者とその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者とその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(4) 著作権

ア 本業務の履行過程で本業務のために新たに生じた著作物に係る著作権（パッケージソフトウェアを適用する場合には、パッケージソフトウェアに係る著作権は除く）は、委託料が全額支払われたとき持分の半分を相手方に無償で譲渡することにより、発注者及び受注者の共有とするものとする。

なお、システムの改修等を行うのに必要な範囲で共有著作権を行使する場合、著作権法（昭和45年法律第48号）第65条第2項に基づく合意は要しないものとする。

ただし、成果物に従前の著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、従前からの著作物に帰属するものとする。

イ アの規定による著作権の譲渡があった場合、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

(5) 操作研修

発注者に対し、対象システムにおける操作研修、運用研修を行う。必要に応じて研修用資料を作成して納品する。構築業務の期間中に整備場所において、関係職員向けの詳細なシステム操作説明会を1回以上実施すること。実施日は発注者と協議の上決定する。

受注者は委託対象システムに関する発注者への教育・研修の実施に関して適切な計画を立案する。

また、立案した計画に対して発注者の承認を得たうえで、計画に従い適切に発注者への教育・研修の支援を行う。併せて、システム管理者向け操作マニュアル、利用者向けの操作マニュアルの整備を行うこと。

第5章 保守運用要件

運用フェーズ、保守フェーズにおけるサービス要件は次のとおり。

(1) システムの稼働について

システムは、使用中は原則停止してはならない。万が一停止した場合は、早急に復旧させること。

(2) システム障害時の一次切り分け許容時間

システム障害又はセキュリティ事案発生時における一次切り分けに要する時間は、24時間以内とする。

(3) 問合せ対応

電話又は電子メールによる。午前8時30分から午後5時15分までとする。

問合せ対応は、問合せから24時間以内（土日、祝日を除く）とする。ただし、セキュリティ事案発生時やシステム障害等業務に支障をきたす事案、その他緊急を要する事案については1時間以内に対応するものとする。

I 運用フェーズ

対象システムを正常に稼働させるために必要な作業を行う。

受注者は、次の各項で定める委託業務を、発注者の指示により実施するものとし、受注者が委託業務を行った場合は、その作業内容を記録し、発注者に報告しなければならない。

また、この業務により、システムの構成が変更された場合は、ドキュメント類及び構成情報を最新の状態に保つものとする。

(1) システム運用業務

ア システム操作関係業務

受注者は、発注者の指示に基づき、システム運用に必要なシステム操作及びその操作に直接関連する業務を行う。

イ システム構成管理業務

受注者は、発注者の指示に基づき、システム運用業務責任者の管理の下、ソフトウェア保守業務責任者及びハードウェア保守業務責任者と調整し、ソフトウェ

ア又はハードウェアの改修等に対応して、システム変更時のシステムの構成管理を行う。

ウ システム障害対応業務

受注者は、システム障害又はセキュリティ事案が発生した場合の問題の一次切り分け並びに対応の指示及び発注者への報告を行う。

エ システム稼働監視業務

受注者は、発注者の指示に基づき、システムの稼働監視を行う。

オ ログ管理業務

受注者は、発注者の指示に基づき、システムにおけるログの収集及びログの解析を行う。

カ システム運用付随業務

① 問い合わせ対応（又はヘルプデスク）

受注者は、発注者からのシステムに関する問い合わせの対応及び利用者からのシステムに対するヘルプデスク業務を行う。

② 会議の運営

受注者は、当該月の業務執行記録等及び最新の構成情報に関する報告書を提出する。

③ コンサルティング

受注者は、発注者の指示に基づき、システムの運用に関連した技術動向の把握、効果的・効率的なシステム運用の提案、個別依頼事項に基づくシステムの調査を行い、発注者に報告するなど、当該システムにおけるコンサルティングを行う。

II 保守フェーズ

対象システムに不具合が生じた場合、あるいは不具合が生じるおそれがある場合にシステム及びデータの修補を行う。

(2) システム保守業務

発注者が想定している運用保守業務の内容は、次のとおりとする。

ア 対応時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。（開庁日のみ）

リモート保守が不可のため、システム問合せや運用支援については、電話やメールでの対応とする。

年2回程度の現地訪問にて保守作業を行い、その他訪問については受注者と協議する。

訪問時は、各検査所に訪問し、ハードウェアのセキュリティ対策の状況確認・更新、日次チェックエラー内容確認、ディスク空き容量確認、イベントログ確認、システムログ確認、バックアップ状況確認、各機器ネットワーク疎通確認、問い合わせ対応を実施する。

イ 対象

本業務で構築するソフトウェア。

ウ 対応方法

- ・バックアップ管理、可能な限り自動化すること。
 - ・導入後の維持管理経費が、必要最小限であること。
 - ・ジョブ等は予めスケジューリングにより自動で実行すること。これにより日々の操作が必要ない、容易な保守管理が実現できること。
 - ・制度変更への対応は、パッケージソフトウェアの根幹に影響を及ぼす大幅な制度改正を除き、カスタマイズによる個別対応ではなくパッケージのバージョンアップ（運用保守業務にて契約するパッケージ利用料・保守料）で極力対応すること。
 - ・障害発生時の緊急連絡体制を構築すること。
 - ・障害等で現地対応が必要な場合は、1 営業日以内（困難な場合は翌営業日）に現地に到着し、対応を開始すること。
 - ・障害の原因を明らかにし、恒久的な対応策を実施し、再発の防止に努めること。
- また、対応状況について、適時発注者に報告すること。

エ サービス水準要求 (SLA)

本業務に係る契約の際に SLA を締結するものとする。本業務で提供されるサービスレベル項目、設定値及び測定方法を次の項目を踏まえ提案すること。また、サービスレベルの評価、見直しも定期的実施することとする。

なお、SLA の提案は、サービスレベルのモニタリングの実施方法及びレベルの基準値を満たすことができなかつた場合の対応期限、サービス対価の減額等も含めることとする。

- ・サービス品質 : 現地対応が必要な場合は1 営業日以内に現地対応開始。
困難な場合は翌営業日対応開始。
- ・性能 : 稼働ログでデータ入力後5 分以内に処理完了していること
- ・信頼性 : 障害発生時は1 営業日以内に対応開始
脆弱性対応は公開後14 日以内に対策
- ・運用業務 : サービス提供時間
午前8 時30 分～午後5 時15 分（土日、祝日を除く）

(3) ソフトウェア保守業務

ア ソフトウェア改修業務

受注者は、発注者の指示に基づき、ソフトウェア改修作業を行う。この改修作業には、動作試験も当然含まれるものとする。

さらに、改修したソフトウェアが動作するシステム環境を整え、納品作業を行い、その結果を成果物とともにシステム運用業者に報告する。

イ ソフトウェア構成管理

受注者は、システムを構成するソフトウェアの設定情報又はプログラム仕様に変更があった場合は、ソフトウェアの構成管理を行う。

ウ 脆弱性対応

ソフトウェア構成管理を踏まえ、新たな脆弱性の情報収集を行い、新たな脆弱性が発見された場合は、速やかな対応を行うこと。

エ バージョンアップ及びパッチ適用業務

受注者は、バージョンアップの可否を判断し、その結果、バージョンアップ可能と判断した場合は、バージョンアップ作業を行う。このバージョンアップ作業には、動作試験も含まれるものとする。

さらに、バージョンアップしたソフトウェアが動作するシステム環境を整え、納品作業を行い、その結果を成果物とともに発注者に報告する。

バージョンアップ不能と判断した場合には、その旨を発注者に報告する。

オ システム復旧業務

受注者は、システムに障害が発生した場合は、バックアップ情報からシステムの復旧を行い、システム復旧の成功を確認する。その確認後、その結果を発注者に報告する。

また、システム復旧が失敗した場合には、更に一世代前のバックアップ情報からシステムの復旧を行い、バックアップ情報が存在しなくなるまでこれを繰り返す。バックアップ情報が存在しなくなった場合は、システム復旧計画とともにその旨を発注者に報告する。

カ 障害等原因調査業務

受注者は、発注者の指示に基づき、システム障害又はセキュリティ事案発生による障害等原因調査を指示された場合は、調査を行い、その結果をシステム運用業者に報告する。

キ ソフトウェア保守付随業務

① 問い合わせ対応

システム運用業務責任者を經由して、発注者からのソフトウェアに対する問い合わせの対応を行う。

② コンサルティング

システムの運用に関連した技術動向の把握、効果的・効率的なソフトウェアの提案、個別依頼事項に基づくソフトウェアの調査を行い発注者に報告するなど、当該ソフトウェア保守におけるコンサルティングを行う。

(4) ハードウェア保守業務

ア システム操作関係業務

受注者は、発注者の指示に基づき、ハードウェアの稼働に必要なソフトウェアの操作及びその操作に直接関連する業務を行う。

イ ハードウェア構成管理業務

受注者は、システムを構成するハードウェアの仕様に変更があった場合は、ハードウェアの構成管理を行う。

ウ ハードウェア復旧業務

受注者は、システムに障害が発生した場合は、機器の稼働状況を確認し、ハードウェアに起因する障害である場合は、その復旧を確認する。その確認後、その結果を発注者に報告する。

エ 障害等原因調査業務

受注者は、発注者の指示に基づき、システム障害又はセキュリティ事案発生による障害等原因調査を指示された場合は、調査を行い、その結果をシステム運用業者に報告する。

オ ハードウェア稼働監視業務

受注者は、発注者の指示に基づき、ハードウェアの稼働監視を行う。

カ ハードウェア保守付随業務

① 問い合わせ対応

システム運用業務責任者を經由して、発注者からのハードウェアに対する問い合わせの対応を行う。

② コンサルティング

システムの運用に関連した技術動向の把握、効果的・効率的なハードウェア構成の提案、個別依頼事項に基づくハードウェアの調査を行い発注者に報告するなど、当該ハードウェア保守におけるコンサルティングを行う。

4 廃棄フェーズ

対象システム上のデータを後継システムで利用可能にするためのデータ出力作業を行う。併せて対象システムを安全に廃棄する。

第6章 特記事項

1.7 留意事項

(1) 契約不適合責任

引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合、県は受託者に対し、履行の追完を請求することができる。

履行の追完は、民法第562条第1項本文にかかわらず、代替物の引渡し又は不足分の引渡しの方法による。

(2) 機密保持

受託者は、本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 法令等の遵守

受託者は、開発、保守に関して、個人情報保護法、県の情報セキュリティ対策指針等の関連法令等及び契約書の別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

なお、過失により個人情報の漏えい（記録された媒体の紛失を含む。）を生じさせた場合、兵庫県指名停止基準に基づき、指名停止の対象となることがあるので、留意すること。

(4) 知的財産の取扱い

- ア 受託者は本委託業務で得られた納入成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条、第 28 条の権利を含む。）を無償で県に譲渡すること。
- イ 受託者は本委託業務で得られた納入成果物に著作者人格権を行使しないこと。また、本委託業務で得られた納入成果物に第三者の著作者がある場合は、当該著作者に著作者人格権を行使しないように必要な措置をとること。
- ウ 受託者は本委託業務によって得られた納入成果物について、県が使用する権利及び県が第三者に使用を許諾する権利を無償で許諾すること。
- エ 受託者は特許権、著作権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。また、それに関わる費用については受託者の負担とする。
- オ 受託者は、パッケージソフトウェアを利用してシステムの設計・開発を行った場合における県独自に開発した箇所についての知的財産権は、著作者人格権を除き、県に移転するものとする。また、この場合において、本県は、当該パッケージソフトウェアについて、開示、利用及び改変することができるものとする（第三者への使用許諾権及び販売権は含まない）。

18 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた場合には、県と受託者の協議により定めるものとする。